主 文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理 由

弁護人上原悟の上告趣意は、事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、刑訴四 〇五条の上告理由に当らない。(なお、原判決が本件物資は農産物規格規程上規格 外水粳玄米に該当する玄米で、食糧管理法の適用を受けるものである旨の判示は、 正当であると認められるから、本件につき同四――条一号、三号を適用すべきもの とは認められない。)

よつて同四一四条、三八六条一項三号、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり決定する。

昭和三四年二月五日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	λ	江	俊	郎
裁判官	下 飯	坂	潤	夫
裁判官	高	木	常	七